平成２４年（フ）第１１７号
新潟県長岡市蓮潟１丁目９番48号
債務者　小川　豊和
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
愛知県安城市東栄町野池15―１　東栄サンハイツ206、住民票上の住所愛知県安城市今本町石田53番地17
債務者　米田ともみ
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
岡山県倉敷市福田町福田2361番地２
債務者　大倉真知子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
鹿児島県鹿児島市原良２丁目５番13号　コウジィー・コート21―403号
債務者　鈴木　隆宏
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第６９１号
さいたま市岩槻区大字浮谷2042番地１　３―４
債務者　小川　宏美
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９２１号
埼玉県川口市大字辻694番地の15
債務者　梅宮マリアこと　ウメミヤ　マリア　リチェル　チヨン
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９３６号
埼玉県朝霞市本町２丁目６番32号　秋桜505
債務者　藤田栄美子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９６３号
埼玉県戸田市早瀬２丁目19番10号　松原ビル310号室
債務者　須藤　公文
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９７６号
埼玉県戸田市上戸田３丁目６番18号
債務者　中野紀代子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
高知市布師田3936番地１
債務者　福村由紀雄
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６９号
鹿児島県鹿児島市吉野町3444番地12　メゾングレイスⅡ101号
債務者　松本　良彦
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５５１号
埼玉県川口市芝中田２丁目35番20号　パークサイド芝302号、旧住所埼玉県川口市芝中田２丁目32番19号　サニーサイド芝302号
債務者　田原　　亮
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７２４号
さいたま市見沼区東大宮２丁目37番地３　ラ・ピアッツァ東大宮602号室
債務者　新井田ユミ子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７８８号
埼玉県川口市芝３丁目20番９号
債務者　藤田喜美松
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８０７号
埼玉県桶川市坂田東１丁目43番地の１　グランドリバーコートⅠ―202号
債務者　村上　秀嗣
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８８２号
埼玉県蕨市中央７丁目35番５号　リヴァーアイランド202号
債務者　黒岩　友美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８８６号
さいたま市北区日進町１丁目710番地１　613号、旧住所埼玉県上尾市五番町17番地７　フラワーハイツ202
債務者　粕谷美知子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係